

千葉県学校外教育バウチャー事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、経済的状況から学習塾や習い事等に通うことができない児童に対して、それらに必要な費用の助成（以下「バウチャー助成」という。）を行う、千葉県学校外教育バウチャー事業（以下「本事業」という。）の実施のために必要な事項を定めることとする。

(事業の目的)

第2条 本事業は、子どもの貧困対策を推進するため、次に掲げる事項を目的として実施する。

- (1) 家庭の経済的な理由から、学習塾や習い事等の学校外教育を受けられない児童に対してその費用を助成することにより、学校外の教育機会の均等化を図ること。
- (2) 学習塾や家庭教師等のほか、スポーツ・文化活動等を助成の対象とすることにより、学力の向上だけでなく、自己肯定感の向上や生活習慣等の改善を図り、将来的な自立へと導くこと。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) クーポン 市が発行し、次号で定める教育サービスの提供を受ける際に、使用する助成券をいう。
- (2) 教育サービス 小学校学習指導要領にある学校の教育活動以外の場において提供される学習指導や文化・スポーツ活動の指導等のサービスをいう。
- (3) 参画事業者 教育サービスを継続的に提供している民間事業者で、本事業の目的に賛同し、第14条に定める要件を満たす者のうち、第16条第2項に規定する登録の決定を受けた民間事業者をいう。
- (4) 運営事業者 市長が本事業の円滑な運営にかかる事務の一部を委託した民間事業者をいう。

(助成対象者)

第4条 バウチャー助成の対象となる者は、市内に居住し、小学校又は特別支援学校に在籍する5年生及び6年生の児童を養育する者で、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 助成申込時において、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者
 - (2) 助成申込時において、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の受給資格者で、その受給資格及び手当額について認定を受けたもの。ただし、同法第9条から第11条まで及び第13条の2から第14条までの規定により、手当額の全部又は一部を支給されていない者を除く。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、前項に掲げる要件を満たさない者を助成の対象とすることができる。

(助成申込)

第5条 バウチャー助成を希望する者は、市長が定める期日までに、市長に対しバウチャー助成事業の申込みをするものとする。

(助成決定及びバウチャー助成)

第6条 市長は、前条に規定する助成申込があったときは、その内容を審査し、適当と認められる場合には、別に定める定員の範囲内で助成を決定し、その旨を申込者に通知するとともに、クーポンを交付するものとする。

2 市長は、前条に規定する助成申込の内容を審査し、適当と認められない場合及び第3項において落選した場合には、不交付の決定をし、申込者にその旨を通知するものとする。

3 定員を超える申込み（前項において、適当と認められなかった申込みを除く。）があった場合は、原則、抽選により助成対象者を決定する。ただし、前年度に当該助成を受けていた者のうち、前年度の利用実績について、市長が別に定める基準を満たした者（やむを得ない理由で当該基準を満たさなかった者を含む。）は、優先的に助成対象者とすることができるものとする。

4 バウチャー助成を受けた者の人数が定員に満たない場合は、随時、助成申込を受け付け、その都度、助成の可否を決定する。

(クーポンを利用できる期間及び助成額)

第7条 クーポンの利用期間は、毎年度4月1日からその年度の最終日までとし、その助成額は年額12万円とする。ただし、年度の中途において助成決定を受けた場合の助成額は、年額に対し助成決定を受けた日の属する月の翌月から年度末までの月数により月割計算した額とする。

2 前項の規定にかかわらず、第12条による助成資格の取消しを受けたものは、この限りでない。

(クーポンの利用範囲)

第8条 クーポンは、第6条第1項により助成決定を受けた者が、参画事業者の提供する教育サービスを利用した場合において、その対価の全部又は一部として利用することができる。ただし、教材、教具、備品及び衣服等の物品購入のみでの利用はできないものとする。

2 1か月あたりのクーポン利用上限額は定めないものとする。

(クーポンの不正利用の禁止)

第9条 バウチャー助成を受けた者は、クーポンを交換、譲渡、売買及び偽りその他不正な行為により利用してはならない。

(助成申込事項の変更)

第10条 バウチャー助成を受けた者は、第5条で申込みを行った事項に変更が生じた場合、速やかにその旨を市長に届け出るものとする。

(助成の廃止届)

第11条 バウチャー助成を受けた者は、クーポンの利用期間内に対象児童が市外に転出したときは、速やかに市長に助成の廃止について届け出るものとする。

2 市長は、前項の届出を受理した場合は、運営事業者に対して速やかにその旨を通知するものとする。この場合において、運営事業者は参画事業者に対して、前項の届出を行った者に発行したクーポンの利用停止について速やかに通知するものとする。

(助成資格の取消し)

第12条 市長は、バウチャー助成を受けた者が、助成期間の全部または一部において次の各号のいずれかに該当する場合は、助成決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 事実と異なる申込みに基づいて助成を受けたとき。
- (2) 第9条に規定する不正利用があったとき。
- (3) 第11条第1項に規定する届出を行わなかったとき。

2 市長は、前項により取消しを行う者に対し、その旨を通知するとともに、運営事業者に対して速やかにクーポンの利用停止について通知するものとする。この場合において、運営事業者は参画事業者に対して、速やかに当該クーポンの利用停止について通知しなければならない。

(返還等)

第13条 前条第2項の規定により助成決定の取消しの通知を受けた者が、助成を受けることができない期間においてクーポンを利用した場合は、それにより助成を受けた額の全部又は一部を市に返還しなければならない。この場合において、参画事業者は、助成決定の取消しとなった事実を知らずにクーポン利用によるサービス提供を行った場合は、当該助成額の全部又は一部を市に対して請求することができる。

(参画事業者の要件)

第14条 参画事業者は、小学校5年生及び6年生を対象とする教育サービスの内容と価格を明確に定めており、有償で提供する法人、任意団体及び個人事業主のうち、別に定める要件すべてを満たすものとする。

(対象となる教育サービス)

第15条 本事業の対象となる教育サービスは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 集団又は個別に補習、進学指導等のプログラムを提供する、学習塾、家庭教師、通信教育等で、小学校学習指導要領で取り扱われている教科に関するもの。
- (2) スポーツ活動・文化活動等の練習及び技能習得等の指導を行うプログラムで、小学校学習指導要領で取り扱われている種目又は分野に関するもの。
- (3) 自然体験、社会体験等の体験活動で、小学校学習指導要領の趣旨に沿うもの。
- (4) 前各号に掲げるサービスに準ずるものとして市長が特に認めるもの。

(参画事業者の登録)

第16条 参画事業者として登録を受けようとする者は、市長が必要と認める書類を添えて、登録の申請を、運営事業者を通じて市長に対し行うものとする。

2 市長は前項の申請があったときは、その内容を審査して登録の可否を決定し、その結果を、申請を行った者に対し、通知するものとする。

(参画事業者の遵守事項)

第17条 参画事業者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 本事業の趣旨・目的に賛同し、良質な教育サービスを提供するとともに、当該サービス提供に際しての教育サービスを利用した児童（以下「利用児童」という。）の安全を確保すること。

- (2) 利用児童及びその保護者の個人情報の保護について、万全を期すること。
- (3) 利用児童の出席及び指導状況を記録し、市長が求めた場合にはその記録を開示し、提供すること。
- (4) 偽りその他の行為によって不正に第23条の規定による請求を行わないこと。
- (5) 当該利用児童以外の教育サービスに係るクーポンの利用や、偽造されたクーポンを発見した場合は、速やかに市長又は運営事業者に通報すること。
- (6) 本事業の効果測定のために、市長が運営事業者に委託して実施する調査に協力すること。
- (7) その他別に定める参画事業者の募集要項に違反しないこと。

(調査等)

第18条 市長は、参画事業者の提供する教育サービスの内容について、必要があると認めるときは、当該事業者の説明を求め、又は実態を調査することができる。

(参画事業者登録の取消し)

第19条 市長は、参画事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、第16条第2項の登録を取消することができる。

- (1) 第14条の規定による要件を満たさなくなったとき。
- (2) 第15条の規定による教育サービスが提供されていないことが確認されたとき。
- (3) 不正の手段により第16条第2項の登録を受けたことが明らかになったとき。
- (4) 第17条の規定による遵守事項に違反したとき。
- (5) 前条の規定による調査等を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
- (6) この要綱に定める本市に提出すべき書類を提出しないとき。
- (7) その他公序良俗に反する行為があったとき。

2 市長は、前項の取消しを行った場合、当該参画事業者に対しその旨を通知するものとする。

(参画事業者登録事項の変更の届出)

第20条 参画事業者は、第16条第1項で申請した事項を変更するときは、運営事業者を通じて事前にその旨を市長に届け出るものとする。

(参画事業者登録の抹消の届出)

第21条 参画事業者がその登録の抹消を希望するときは、運営事業者を通じてその旨を市長に届け出るものとする。

(参画事業者登録の抹消)

第22条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第16条第2項の事業者登録を抹消するものとする。

- (1) 前条に規定する抹消届の提出があったとき。
- (2) 第19条に規定する登録の取消しを行ったとき。

(クーポン利用にかかる請求)

第23条 参画事業者は、提供する教育サービスの対価の全部又は一部としてクーポンを利用する額

を、月ごとに集計し、運営事業者に対してクーポン利用に係る請求を行うものとする。

- 2 前項の請求を受けた運営事業者は、請求書とクーポン等の照合等を行い指定期日に参画事業者に対して支払いを行うものとする。
- 3 運営事業者は、前項の支払額を市長に請求するものとする。

(支払額の返還)

第24条 市長は、参画事業者が偽りその他不正の行為によって前条の支払いを受けた場合は、その支払額の全部又は一部を返還させることとする。

(その他)

第25条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和2年7月10日から施行する。

附 則

この要綱は令和4年4月1日から施行する。